

東京消防庁職員倫理規程（平成24年12月東京消防庁訓令第43号）抜粋

（人格及び尊厳の侵害行為の禁止）

第7条

- 職員は、障害を理由として、障害者と障害者でない者とを不当に差別的な取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。